

名古屋市補装具取扱業者登録要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、名古屋市身体障害者・児補装具費支給要綱（以下「要綱」という。）に基づき、補装具の製作、修理、販売又は借受け（以下「製作等」という。）を行うことができる事業者（以下「取扱業者」という。）の登録に関して、必要な事項を定めるものとする。

（登録単位）

第2条 登録を行う単位は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第24項の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）（以下、「告示」という。）に定める種目ごとに行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、「眼鏡」及び「人工内耳」については特に登録を要しない。

（登録の申請）

第3条 取扱業者としての登録を受けようとする者は、補装具取扱業者登録申請書（第1号様式）及び別に定める書類（以下「申請書等」という。）を市長あて提出しなければならない。

2 支店等の事業所を有する場合は、事業所毎に登録の申請を行わなければならない。

（登録資格）

第4条 取扱業者としての登録ができる者は、次の各号の要件の全てを満たすものとする。

- (1) 名古屋市内全域の身体障害者・身体障害児及び難病患者（以下「障害者等」という。）に対して補装具の製作等を行うことができること。
- (2) 補装具に関する専門的知識と技術を有し、相談及び修理に適切に応じる体制が整っていること。
- (3) 必要に応じて身体障害者更生相談所及び区役所等関係機関と連携をとること。
- (4) 登録を希望する種目（以下「登録希望種目」という。）について良質な補装具を安定的に供給できること。
- (5) 申請書の提出日までに登録希望種目について継続して1年以上の製作又は販売経験を有すること。
- (6) 登録希望種目と販売実績が一致していること。
- (7) 法人税（個人事業主にあつては所得税）を滞納していないこと。
- (8) 法人住民税（個人事業主にあつては市町村民税）を滞納していないこと。
- (9) 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項の規定を満たしていること。

こと。

- (10) 名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 19 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）でない者又は同第 2 条第 1 項に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。
- (11) 登録希望種目について別紙の登録基準を満たしていること。

（基本的責務）

第 5 条 取扱業者は、次の基本的責務を負うものとする。

- (1) 関係法令、通達、及び名古屋市の要綱等を遵守すること。
- (2) 身体障害者更生相談所及び区役所等関係機関との連携に努めること。
- (3) 障害者等の意思及び人格を尊重し、懇切丁寧かつ正確迅速な対応を心がけ、誇張等により障害者等に不当に期待を抱かせ、損害を与えることがないようにすること。
- (4) 障害者等からの苦情等に対して、迅速かつ円滑な解決を図るよう努めること。
- (5) 補装具の製作等の際に、取扱業者の責めに帰すべき事故が発生した場合には、障害者等に対して速やかに損害を賠償すること。
- (6) 補装具に関する知識、効用等についての普及、啓発を図り、障害者等に適合する補装具であるかを判断するための情報提供を可能にすること。
- (7) 職員に対して定期的に、障害者等の心身の特性、補装具の製作等のあり方及び内容、補装具に関する知識及び取扱方法等について、適切な研修を行うこと。
- (8) 取扱業者の職員は、補装具費支給制度並びに補装具の開発及び流通状況等について、積極的に情報収集を行い、自己研鑽に努めること。

（登録の審査及び決定）

第 6 条 市長は、第 3 条に規定する申請書の提出を受けたときは、第 4 条に規定する登録資格について調査を行い、取扱業者としての登録について決定するものとする。

- 2 前項の決定については登録審査会（以下「審査会」という。）の議を経て行う。
- 3 審査会は、随時行うものとする。
- 4 市長は、第 1 項の規定により登録が適当であると決定をした場合は、補装具取扱業者登録決定通知書（第 2 号様式）により申請者あて通知するものとする。
- 5 登録が適当であると決定を受けた取扱業者は、名古屋市補装具取扱業者誓約書（第 3 号様式。以下「誓約書」という。）を提出しなければならない。

（代理受領に関わる事項）

第 7 条 取扱業者は、障害者等の求めに応じ、補装具費の請求及び受領を障害

者等に代わり、行うこと（以下「代理受領」という。）ができるものとする。

- 2 代理受領を行う場合は、あらかじめ要綱に基づく代理受領に係る届出書（第 4 号様式。以下「代理受領に係る届出書」という。）を提出しなければならない。
- 3 代理受領を行う場合は、障害者等より補装具費の請求及び受領に関する委任を受けなければならない。
- 4 補装具の提供に要した費用につき、利用者負担額の支払を受ける際、当該支払をした障害者等に対し、領収書を交付しなければならない。

（登録内容の変更及び登録の辞退）

第 8 条 取扱業者は、次のいずれかに該当することになったときは、ただちに当該各号に規定する届出を行わなければならない。

- (1) 申請書等に記載した事項に変更が生じたとき。

代理受領に係る届出書及び名古屋市補装具取扱業者内容変更届出書（第 5 号様式）

- (2) 補装具の製作等ができなくなったとき又は第 4 条の要件に該当しなくなったとき。

名古屋市補装具取扱業者登録辞退届出書（第 6 号様式）

（登録の取消等）

第 9 条 市長は、取扱業者が次のいずれかに該当するときは、登録を取消し、又は期間を定めて登録の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 補装具取扱業者登録に係る書類に虚偽の事項を記載し、詐欺その他不正行為があったとき。

- (2) 誓約書を遵守しないとき。

- (3) 第 4 条の要件に該当しなくなったとき。

- (4) 補装具費の請求に当たり不正行為があったとき。

- (5) 第 15 条の規定による指導・調査に応じなかったとき。また、第 15 条第 3 号に規定する指導を繰り返し受けたとき。

- (6) 名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 19 号）に基づき、暴力団を利する行為を行ったとき。

- (7) 同条例に基づき、暴力団と密接な関係を有すると認められたとき。

- (8) 前各号のほか、関係法令及びこの要綱等に規定する事項を遵守していないとき。

- 2 市長は、前項による登録の取消を行う場合は、補装具取扱業者登録取消通知書（第 7 号様式）により、登録の停止を行う場合は、補装具取扱業者登録停止通知書（第 8 号様式）により、それぞれ取扱業者に通知するものとする。

- 3 市長は、第 1 項の処分を行うときは、名古屋市行政手続条例（平成 7 年条例第 17 号）第 13 条から第 29 条の手続きに準じて行うとともに、審査会の議を経るものとする。

- 4 市長は、虚偽又は詐欺その他不正な補装具費の請求があったときは、その全部または一部の返還を求めることができる。

(登録の有効期間及び更新)

第 10 条 第 6 条に規定する登録通知を受けた者の取扱業者としての登録の有効期間は、原則 3 年間を超えない範囲で市長が決定する。

- 2 この登録は有効期間を更新できるものとする。ただし、第 4 条第 1 号から第 10 号に規定する登録資格を満たさない場合は更新できず、第 4 条第 11 号に規定する登録資格を満たさない種目がある場合はその種目について更新できない。
- 3 前項のほか、関係法令及びこの要綱等に規定する事項を遵守していない場合、更新できないことがある。
- 4 更新を希望する場合、取扱業者は市長が定める時期までに補装具取扱業者登録更新申請書（以下「更新申請書」という。）（第 9 号様式）を市長あて提出しなければならない。
- 5 障害者雇用についての案内・求人等の障害者雇用の促進にかかる資料の提出により、障害者雇用の促進を積極的に図っていると判断される取扱業者については、第 4 条第 9 号に掲げる登録資格を備えていない場合であっても登録有効期間の更新をすることについて、差し支えないものとする。

(更新の審査及び決定)

第 11 条 市長は、前条に規定する更新申請書の提出を受けたときは、第 4 条に規定する登録資格について調査を行い、更新について決定するものとする。

- 2 前項の決定については審査会の議を経て行う。
- 3 審査会は、原則として毎年 9 月から 11 月にかけて行うものとする。
- 4 市長は、第 1 項の規定により更新が適当であると決定をした場合は、補装具取扱業者登録更新決定通知書（第 10 号様式）により申請者あて通知するものとする。
- 5 登録が適当であると決定を受けた取扱業者は、誓約書を提出しなければならない。

(台帳の整備)

第 12 条 市長は、登録業者の状況を明確にするため、補装具取扱業者登録台帳整備し、すみやかに区長あて送付するものとする。

(補装具の製作及び引渡し)

第 13 条 取扱業者は、補装具を製作等する時は、名古屋市の発行する補装具費支給券（以下「支給券」という。）を所持する障害者等（以下「対象者」という。）との間で契約を結ぶものとする。

- 2 支給券の提示を受けた場合は、取扱業者がその処方内容に基づき、すみや

かに補装具を製作等し、これを対象者に引渡すものとする。

- 3 前項の引渡しに当たり特に名古屋市が指定する場合は、身体障害者更生相談所の適合判定を経るものとする。
- 4 製作等した補装具を対象者へ引渡すにあたって、支給券に利用者負担額が記載されているときは、対象者からその支払いを受けるものとし、これを減免し又は超過して費用を徴収しないものとする。
- 5 名古屋市に対して、製作等した代金を請求するときは、第7条における領収書の写し、代理受領に対する委任状及び支給券を請求書に添付するものとする。
- 6 補装具の引渡し後、災害等による毀損、対象者等の過失による破損、生理的又は病理的变化により生じた不適合、目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除き、引渡し後9か月以内に生じた破損又は不適合に対して身体障害者更生相談所、区役所が特に改善等が必要と判断した場合は、取扱業者はその指示に従い、取扱業者の責任において改善するものとする。ただし、告示に基づく修理基準に定める調整若しくは小部品の交換又は平成30年3月23日障発0323第31号「補装具費支給事務取扱指針について」の別添「補装具費支給事務取扱指針」第2の1の(7)に基づく修理のうち軽微なものについて、自らの責任において改善することとするものは、修理した部位について修理後3か月以内に生じた不適合等（上記災害等により免責となる事由を除く。）であるものとする。
- 7 前項の規定に関わらず、当該補装具が借受けに係るものである場合にあっては、当該補装具のメンテナンスの頻度及び通常使用における耐用年数等を勘案し、取扱業者の責任において改善すべき破損又は不適合であると認められるときは、取扱業者はその責任において改善しなければならない。
- 8 取扱業者は、要綱による補装具の製作等に係る帳簿及び関係書類を5年間保存するものとする。

（個人情報保護）

- 第14条 取扱業者は、補装具の製作等に当たり生じる個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び名古屋市個人情報保護条例（令和4年条例第56号）及び同条例施行細則を遵守しなければならない。
- 2 取扱業者の職員は、業務上知り得た障害者等及び障害者等の関係者の秘密を保持すること。また、職員であった者に、業務上知り得た対象者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とするものとする。
 - 3 前項の規定は、登録の終了（登録を解除した場合を含む。）後においても同様とするものとする。

(指導・調査)

- 第 15 条 市長は、補装具費支給に関して必要があると認めた時は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 10 条の規定に基づき、本市職員に、事業所若しくは施設への立ち入り、事業者への指導又は調査を行い、関係書類を検査させることができる。
- 2 取扱業者は、この補装具取扱業者登録による補装具の製作等について、市長から説明等を求められた場合には、直ちにこれに応じるものとする。
- 3 関係法令、通達、本市の要綱又は遵守事項に違反し、その是正等について市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うものとする。
- 4 本市当該職員は、立ち入り、指導及び調査を行う場合において、その身分を示す証明書を携帯し、かつ関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(雑則)

- 第 16 条 この要綱に定めるもののほか、取扱業者の登録に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 18 年 9 月末現在、名古屋市と身体障害者福祉法及び児童福祉法による補装具委託契約を締結していた者については第 6 条第 2 項の審査会の議を経たものとみなす。
- 3 身体障害者福祉法及び児童福祉法による補装具委託契約業者選定基準（内規）は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 6 月 19 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年 4 月 1 日施行日において、本市と補装具取扱業者登録を締結している補装具取扱登録業者に関し、本市が必要とする書類の提出を求め、場合により審査会を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

- 2 この改正の施行の際、現に改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、この改正による改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている誓約書は、この要綱による改正後の要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要綱による改正後の要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。
- 4 令和 6 年 3 月末現在、本市において補装具取扱業者登録をしている補装具取扱業者の登録有効期間については、令和 6 年 12 月末までとし、更新にかかる審査会は令和 6 年 9 月から令和 6 年 11 月にかけて行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている誓約書は、この要綱による改正後の要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

別紙（登録基準）

取扱種目	登録基準																								
義肢・装具	(1) 義肢装具士を常勤雇用として配置していること (2) 以下の設備基準を満たすこと																								
	<table><tr><th>室名等</th><th>面 積</th><th>備 考</th></tr><tr><td>事務室</td><td>16.5㎡</td><td>受付、一般事務、待合室</td></tr><tr><td>採型室</td><td>16.5㎡</td><td>測定、仮合せ、試歩行</td></tr><tr><td>工作室</td><td></td><td></td></tr><tr><td>ギプス作業室</td><td>9.9㎡</td><td>型流し、陽性モデル修正</td></tr><tr><td>機械室</td><td>9.9㎡</td><td>集塵設備</td></tr><tr><td>一般組立室</td><td>19.8㎡</td><td>作業台 2 台</td></tr><tr><td>倉庫</td><td>9.9㎡</td><td>材料保管</td></tr></table>	室名等	面 積	備 考	事務室	16.5㎡	受付、一般事務、待合室	採型室	16.5㎡	測定、仮合せ、試歩行	工作室			ギプス作業室	9.9㎡	型流し、陽性モデル修正	機械室	9.9㎡	集塵設備	一般組立室	19.8㎡	作業台 2 台	倉庫	9.9㎡	材料保管
	室名等	面 積	備 考																						
	事務室	16.5㎡	受付、一般事務、待合室																						
	採型室	16.5㎡	測定、仮合せ、試歩行																						
	工作室																								
	ギプス作業室	9.9㎡	型流し、陽性モデル修正																						
	機械室	9.9㎡	集塵設備																						
	一般組立室	19.8㎡	作業台 2 台																						
倉庫	9.9㎡	材料保管																							
車椅子 標準形電動車椅子 簡易形電動車椅子	(1) 車椅子製造業者が認めた代理店であること (車椅子製造業者の書面による証明が必要) (2) 車椅子製造業者等の講習会を受講した、採寸・修理等ができる常勤雇用の従業員を配置していること (3) デモ機依頼に対応可能であること (4) 電動車椅子について、訪問することができること																								
	重度障害者用意思 伝達装置	(1) デモ機による選定が可能であること (2) 在宅訪問することができること (3) 試用レポートの提出ができること																							
		補聴器	(事業所ごとに) (1) 管理医療機器等の販売業の届出をしていること (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく届出等をしていること (3) 純音聴力検査が可能な設備（防音室を含む）及び検査に必要な機材をもっており、同検査が可能な体制にあること (4) 認定補聴器技能者又は言語聴覚士がデジタル式補聴器の調整を行った場合、調整証明書の提出ができること																						

借受け	(1) 登録希望事業所の管轄する都道府県にて古物商許可を得ていること (2) 借受けのための保管及び消毒のための設備及び器材が整備されていること (3) 保管庫は、清潔庫、不潔庫を分別し、清潔を保ち、借受けのために消毒又は補修等がなされている補装具と、それ以外の補装具（製作、修理、販売等の借受け以外の支給対象補装具）とを区別できる程度の広さの区画が備わっていること
-----	---

名古屋市補装具取扱業者 登録申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

(申請者)

所在地

事業者名称

代表者職氏名

電話番号

名古屋市身体障害者・児補装具費支給要綱に基づく名古屋市補装具取扱業者として登録を受けるため、関係書類を添付して申請します。

(登録を希望する事業所)

事業所 名称	
所在地	(〒 —)
代表者職氏名	
連絡先	(電話番号) (FAX 番号) (E-mail アドレス)

(上記事業所と事業者(法人)の名称・所在等が異なる場合に記入)

事業者 名称	
所在地	(〒 —)
代表者職氏名	
連絡先	(電話番号) (FAX 番号) (E-mail アドレス)

注：事業所が支店等の場合は事業者(委任者)として記入、委任状(正・福)を添付すること。

登録希望種目 (希望される種目に○を記入してください)

義肢		歩行器		座位保持いす	
装具		視覚障害者安全つえ		起立保持具	
車椅子		歩行補助つえ		頭部保持具	
標準形電動車椅子		義眼		排便補助具	
簡易形電動車椅子		補聴器		重度障害者用意思伝達装置	
姿勢保持装置					

名古屋市補装具取扱業者 登録決定通知書

(文書番号)
年 月 日

様

名古屋市長

年 月 日付けで申請を受理しました名古屋市補装具取扱業者としての登録については、
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 登録決定年月日
年 月 日
- 2 事業者名称
- 3 代表者職氏名
- 4 事業者所在地
- 5 登録事業所名称及び事業所所在地
- 6 登録種目
- 7 有効期間
年 月 日から 年 月 日
- 8 その他
誓約書の内容を遵守すること。

名古屋市補装具取扱業者 誓約書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

(申請者)

所在地

事業者名称

代表者職氏名

電話番号

名古屋市身体障害者・児補装具費支給要綱に基づく補装具取扱業者として、下記の各事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 補装具の製作、修理、販売又は借受け（以下「製作等」という。）に関しては、関係法令、通達、及び名古屋市の要綱等を遵守すること。
- 2 補装具の製作等に当たっては、身体障害者更生相談所及び区役所等関係機関との連携に努めること。
- 3 身体障害者・身体障害児及び難病患者（以下「障害者等」という。）の意思及び人権を尊重し、常に障害者等の立場に立った製作等を心がけ、差別的取扱をしてはならない。
- 4 名古屋市の発行する補装具支給券（以下「支給券」という。）を所持する障害者等（以下「対象者」という。）から支給券の提示を受けた場合は、対象者との間で契約を結んだうえで補装具を製作等し、対象者に引渡すこと。
その際、補装具の機能等に関して十分に説明を行うこと。
- 5 引渡しに当たり特に名古屋市が指定する場合は、身体障害者更生相談所の適合判定を経ること。
- 6 引渡すに当たって、支給券に利用者負担額が記載されているときは、対象者からその支払いを受けるものとし、これを減免し又は超過して費用を徴収しないこと。また、利用者負担額を受領後、領収書を発行すること。
- 7 名古屋市に対して製作等した代金を請求するときは、領収書の写し、代理受領に対する委任状（代理受領に係る届出書を提出している場合に限る）及び支給券を請求書に添

付すること。

- 8 適合判定の結果、その補装具が対象者に適合しないと認められた場合又は、補装具費意見書等どおり製作等されていないと判断した場合等は、不備の箇所を改善した後引渡すこと。
- 9 引渡し後、生理的又は病理的变化により生じた不適合、対象者本人の過失による破損、目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除き、引渡し後 9 か月以内に生じた破損、不適合は、取扱業者の責任において改善するものとする。

ただし、告示に基づく修理基準に定める調整若しくは小部品の交換又は平成 30 年 3 月 23 日障発 0323 第 31 号「補装具費支給事務取扱指針について」の別添「補装具費支給事務取扱指針」第 2 の 1 の(7)に基づく修理のうち軽微なものについて、取扱業者の責任において改善することとするものは、修理した部位について修理後 3 か月以内に生じた不適合等（上記災害等により免責となる事由を除く。）であること。
- 10 補装具の製作等にかかる帳簿及び関係書類を納品日から 5 年間保存すること。
- 11 補装具の製作等に関して、市長が必要と認めた調査に協力し、帳簿及び書類の検査や説明を求めた場合又は警告を行った場合には直ちにこれに応じること。
- 12 関係法令、通達、本市の要綱又はこの遵守事項に違反し、その是正等について市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。
- 13 次に掲げる場合には、市長が登録を取消し、又は期間を定めて登録の全部若しくは一部の効力を停止すること。また、以後市長が定める取消期間中は登録業者になれないことについて、異議を唱えないこと。
 - (1) 登録に係る書類に虚偽の事項を記載し、詐欺その他不正行為があったとき
 - (2) この遵守事項を遵守しないとき
 - (3) 登録資格の要件に該当しなくなったとき
 - (4) 補装具費の請求に当たり不正行為があったとき
 - (5) 第 15 条の規定による指導・調査に応じなかったとき、又は第 15 条第 3 号に規定する指導を繰り返し受けたとき
 - (6) 名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 19 号）に基づき、暴力団を利用する行為を行ったとき
 - (7) 同条例に基づき、暴力団と密接な関係を有すると認められたとき
 - (8) 名古屋市がこの事業を中止し、又は廃止しようとするとき
- 14 障害者等から苦情又は相談があった場合は、障害者等及びその家族の状況を詳細に把握するとともに、必要に応じて、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行うこと。また、苦情に対しては、障害者等及びその家族の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行い、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。そのほか、取扱業者において処理しえない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により、障害者等の

立場に立って適切な対応方法を検討し対処すること。

- 15 補装具の製作等の際に、取扱業者の責めに帰すべき事由により障害者等及びその家族の生命、身体、財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、障害者等に対して速やかに損害を賠償すること。
- 16 取扱業者の職員は、業務上知り得た障害者等又はその家族の秘密を保持すること。
また、職員であった者に、業務上知り得た障害者等又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とすること。
- 17 申請書等に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨及びその年月日を市長に届け出ること。

名古屋市身体障害者・児補装具費支給要綱に基づく代理受領に係る届出書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

(申請者)
所在地
事業者名称
代表者職氏名
電話番号

補装具費の代理受領について、次のとおり届け出ます。
なお、名古屋市身体障害者・児補装具費支給要綱に基づき、私が受領する補装具費については、次の口座へ振り込んでください。

事業所名称	
ふりがな	
代表者職氏名	
事業所の所在地	〒 ー
電話番号	

補装具費の代理受領に係る登録口座		本市口座 登録番号												
銀 行 信用金庫 組 合		本 店 支 店 出張所	種 目	1 普通預金 2 当座預金										
			口座番号											
金融機関 コード						店 舗 コード								
フリガナ														
口座名義人														

名古屋市補装具取扱業者登録内容変更届出書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

【届出者（事業者）】

所在地

事業者名称

代表者職氏名

電話番号

名古屋市補装具取扱業者としての登録内容に、下記のように変更がありましたので、届け
出ます。

記

変 更 前	変 更 後
	変更年月日 年 月 日付けで変更

名古屋市補装具取扱業者辞退届出書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

【届出者（事業者）】

所在地

事業者名称

代表者職氏名

電話番号

名古屋市補装具取扱業者としての登録を辞退いたしますので、届け出ます。

記

(事業所名称)

(理由)

名古屋市補装具取扱業者 登録取消通知書

(文書番号)
年 月 日

様

名古屋市長

名古屋市補装具取扱業者登録要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき、 年 月 日付けで下記
のとおり登録を取消します。

記

1 対象事業所及び対象種目

2 取消しの理由

名古屋市補装具取扱業者 登録停止通知書

(文書番号)
年 月 日

様

名古屋市長

名古屋市補装具取扱業者登録要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき、 年 月 日付けで下記
のとおり登録の 全部 の効力を停止します。
一部

記

- 1 対象事業所及び対象種目
- 2 登録の効力の停止の内容
- 3 停止の理由

名古屋市補装具取扱業者 登録更新申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

(申請者)

所在地

事業者名称

代表者職氏名

電話番号

名古屋市補装具取扱業者登録要綱第10条第4項に基づき、名古屋市補装具取扱業者として登録の更新を申請します。

(更新を希望する事業所)

事業所 名称			
所在地	(〒 -)		
代表者職氏名			
連絡先	(電話番号) (E-mail アドレス)	(FAX 番号)	

(上記事業所と事業者(法人)の名称・所在等が異なる場合に記入)

事業者 名称			
所在地	(〒 -)		
代表者職氏名			
連絡先	(電話番号) (E-mail アドレス)	(FAX 番号)	

更新希望種目 (希望される種目に○を記入してください)

義肢		歩行器		座位保持いす	
装具		視覚障害者安全つえ		起立保持具	
車椅子		歩行補助つえ		頭部保持具	
標準形電動車椅子		義眼		排便補助具	
簡易形電動車椅子		補聴器		重度障害者用意思伝達装置	
姿勢保持装置					

名古屋市補装具取扱業者 登録更新決定通知書

(文書番号)
年 月 日

様

名古屋市長

年 月 日付けで申請を受理しました名古屋市補装具取扱業者としての登録の更新については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 登録更新決定年月日
年 月 日
- 2 事業者名称
- 3 代表者職氏名
- 4 事業者所在地
- 5 登録更新事業所名称及び事業所所在地
- 6 登録更新種目
- 7 有効期間
年 月 日から 年 月 日
- 8 その他
誓約書の内容を遵守すること。